

# 株式会社日本案内通信旅行業約款（手配旅行契約等）

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (用語の定義)

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、旅行又は代替するごとく等により旅行者が運送、宿泊機器等の提供を受託、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機器等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。4 この部で「提携会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき自日以降に別定された手配旅行代金等第1項の規定に従って決済するに代りて、旅行者が自ら申込みを承諾し、かつ旅行代金等を第1項の規定又は第5項に定める方法により支払うこととなる有する手配旅行契約をいいます。5 この約款で「カード発行」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### (手配債務の終了)

第3条 当社が善良な管理者の注意をいって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行サービスの履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機器等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払う義務を負いません。通信契約を締結した場合においては、カード発行は、当社が運送・宿泊機器等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知いたします。

### (手配サービスの)

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者業、手配を兼として行う者その他の補助者を利用することがあります。

## 第2章 契約の成立

### (契約の申込み)

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。2 当社と運賃契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

第6条 前項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

### (契約締結の拒否)

第7条 当社に、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じることがあります。1 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。2 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。3 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。4 旅行者が、悪質な「旅行サービス」の提供、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ手配旅行を行ったときに必要と認めるとき。5 その他当社の業務上の都合があるとき。

### (契約成立時期)

第8条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### (契約成立の特則)

第9条 当社が、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けるとし、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

第10条 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

### (乗車券及び宿泊券等の特則)

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス及び宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受けた権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

### (契約書面)

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した旅行サービスに関する「契約書面」といいます。ただし、当社が手配するサービスが旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの内容を受け取る権利を喪失した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。2 前項本契約の書面を交付した場において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによります。

### (情報提供の技術を用いる方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しうるときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約の書面を交付して、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の利用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### (契約内容の変更)

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容の変更を求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機器等に対する取扱料金、運送料その他の配分の変更にあする費用を負担するほか、当社に当社所定の変更手続料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### (旅行者による任意解除)

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送・宿泊機器等に対して支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### (旅行者による任意解除)

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。1 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。2 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなかったとき。3 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送・宿泊機器等に対して支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を除いて、既に取受けた旅行代金を旅行者に払い戻し、前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### (当社の責に帰すべき事由による解除)

第15条 旅行者は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。1 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機器等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を除いて、既に取受けた旅行代金を旅行者に払い戻し、前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 第4章 旅行代金

### (旅行代金)

第16条 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければなりません。2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の払込を受けます。この場合において、カード発行は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機器等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を伴った場合は、当該旅行代金を変更することができます。4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。5 前項の旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名を心して当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード発行日は旅行者が当社に支払うべき費用の額又は当社が旅行者に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社が定める期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならない。

### (旅行代金の精算)

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機器等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に取受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をいいます。2 精算旅行代金が旅行代金として既に取受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。3 精算旅行代金が旅行代金として既に取受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

## 第5章 団体・グループ手配

### (団体・グループ手配)

第18条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

### (契約責任者)

第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「旅行者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有してのみ認められ、団体・グループに係る旅行業務に関する取及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者と行われます。2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### (契約成立の特則)

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の申込みを受けずとも手配旅行契約の締結を承諾することができます。

第21条 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けずとも手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者との旨に記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

### (構成者の変更)

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

第22条 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更による費用は、構成者に帰属するものとします。

### (派生サービス)

第23条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに派生業務を同行させ、派生サービスを提供することができます。2 派生業務は旅行サービスの提供、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ手配旅行を行ったときに必要と認めるとき。3 派生業務が旅行サービスを提供する時間中は、原則として、8時から20時までであり、当社が派生サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の派生サービス料を支払わなければならない。

## 第6章 責任

### (当社の責任)

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を伴ったときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して5年以内当該手配代行者に通知があったとき限り。2 旅行者が天然地産、戦乱、暴動、運送・宿泊機器等の旅行サービス提供の中心、官公庁の命令その他の当社又は手配代行者の相手方による事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。3 当社は、本契約について生じた第1項の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の日日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内当社に対して通知があったときに限り、賠償1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失が原因の場合を除きます。）として賠償を行います。

### (旅行者の責任)

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の事項について理解するよう努めなければなりません。3 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービスを消滅させたため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行者は、旅行者に代りてその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

## 第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

### (弁済業務保証金)

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シティタワー2701）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、旅行業協会の保証社員である保証社員が提供している弁済業務保証金から、1,800万円に達するまで弁済を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分組金を納付しておりますので、同法第3条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

# 株式会社日本案内通信旅行業約款（渡航手続代行契約）

### (適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (渡航手続代行契約を締結する旅行者)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受変型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者者の募集型企画旅行について当社が代理した契約を締結した旅行者とします。

### (渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。1 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続2 出入国手続書類の作成3 その他前号各号に関する業務

### (契約の解除)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けずとも電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じることがあります。1 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。2 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

3 旅行者が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。4 その他当社の業務上の都合があるとき。5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた旅行サービス（以下「渡航業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収支の方法、当社の責任その他の必要と認められた事項を記載した書面を交付します。6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代りて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の利用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### (守秘義務)

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

### (旅行者の義務)

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他のもの（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の公法を、在外国公法その他の国の法律に優先して適用し、また、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の利用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交送費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。

### (契約の解除)

第7条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。1 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。2 旅行者が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるとき。3 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。4 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。5 その他当社の業務上の都合があるとき。

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

### (当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を伴ったときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して5年以内当該旅行者に通知があったとき限り。2 旅行者が天然地産、戦乱、暴動、運送・宿泊機器等の旅行サービス提供の中心、官公庁の命令その他の当社又は手配代行者の相手方による事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。3 当社は、本契約について生じた第1項の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の日日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内当社に対して通知があったときに限り、賠償1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失が原因の場合を除きます。）として賠償を行います。

### (旅行者の責任)

第9条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。2 旅行者は、渡航手続代行契約を締結するに際しては、当から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の事項について理解するよう努めなければなりません。3 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービスを消滅させたため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行者は、旅行者に代りてその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

# 株式会社日本案内通信旅行業約款（旅行相談契約）

### (適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (旅行相談契約の定義)

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が旅行に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。1 旅行者が行う計画の作成2 旅行の計画の作成3 旅行に必要な書類の見取り4 旅行代金及び運送・宿泊機器等に関する情報提供5 その他旅行に必要な助言及び情報提供

### (契約の成立)

第3条 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けずとも電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じることがあります。1 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行者の利益に反して履行される法令に違反するおそれがあるものであるとき。2 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。3 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。4 旅行者が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。5 その他当社の業務上の都合があるとき。

### (相談料金)

第4条 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならない。

### (契約の解除)

第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

### (当社の責任)

第6条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を伴ったときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して5年以内当該旅行者に通知があったとき限り。2 旅行者が天然地産、戦乱、暴動、運送・宿泊機器等の旅行サービス提供の中心、官公庁の命令その他の当社又は手配代行者の相手方による事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。3 当社は、本契約について生じた第1項の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の日日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内当社に対して通知があったときに限り、賠償1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失が原因の場合を除きます。）として賠償を行います。

### (旅行者の責任)

第7条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。2 旅行者は、旅行相談契約を締結するに際しては、当から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の事項について理解するよう努めなければなりません。3 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービスを消滅させたため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行者は、旅行者に代りてその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

※令和4年6月7日大府指指企金観第1134号認可

**一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員**

**大阪府知事登録第2-1075**

**株式会社日本案内通信**

**(ニフントラベル)**

**TEL 06 (6348) 9601**

**Fax06 (6341) 9161**